

## 北海道商工業振興審議会 第2回商業活性化部会議事概要

日 時：平成29年9月5日（火）14:00～16:00

場 所：道庁 本庁舎9階 経済部1号会議室

出席者：出席者名簿のとおり

議 事：以下のとおり

### 1 開 会

### 2 挨拶

- ・地域経済局長から挨拶

### 3 議 事

#### (1) 北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則について

- ・資料1により、北海道地域商業の活性化に関する条例施行規則について事務局から説明
- ・審議の結果、事務局案どおり施行規則については現行どおり維持することが適当であることとされた。

《主な意見等》（○：委員・オブザーバー、●：道）

- 地域貢献活動は面積に関わらず実施することとなっており、基準面積を6千㎡から下げるとするのは現実的ではない。  
これからの商店街というのは、商店街のことだけを見るのではなくて、まちづくりの観点からいろいろな方々が真剣に考え、施策を考えることが必要。地域貢献活動指針のより一層の周知を図って、実効性のあるものにすることが重要。
- 資料1の「2 地域貢献活動の推進に向けた新たな取組について」に地域貢献活動の推進に向けた表現が加わり、6千㎡以下の大型店に対しても配慮した内容で、一歩進んだ、十分理解できる内容。
- 店舗面積が6千㎡以下だから地域貢献をしなくていいということではなく、新規に出店した場合には、イベントなどを地域と一緒にやってくださいということを盛り込んでくれれば、大変ありがたい。
- 関係者が一堂に会するような場をあらかじめ設定して、地域の人たちが何を考え、何をしているのか聞くのを促すというのは非常に重要。
- 実際に地域に行って、地域の人たちと話をし、地域の人たちがどういうまちづくりにしたいのか、どういう地域貢献をしてほしいのか知った上で地域貢献活動をしてもらうというのがポイントで、そのための場に顔を出していただいて、実質的ないいものを作ってもらうというのが一番重要。「地域貢献活動の推進に向けた新たな取組について」にある、一堂に会する連携会議等を実施し、連携・協働を促すということは、早い段階から実施願いたい。

#### (2) 北海道地域貢献活動指針について

- ・資料2により、北海道地域貢献活動指針の改正案について事務局から説明

- ・審議の結果、以下の意見を反映させた指針を事務局で整理し、再度各委員に確認することとした。

《主な意見等》（○：委員・オブザーバー、●：道）

- 特に小さな自治体や商店街では、これからはインフォメーションやWi-Fi機能の充実が求められるので、観光あるいは交流人口に配慮した視点の取組事例を入れてはどうか。
- 地域で高齢化が進んでいく中で、高齢者雇用は非常に重要なテーマ。商店街は、高齢化は進んでいるが元気に働いている方も多く、高齢者が働く場として重要な機能を有する。
- 地域からの雇用については、地域に企業が進出しても従業員は都市部に住んでいるなど、地域の雇用の確保につながっていない事例がある。例えば、地域に社員寮等を整備して居住を促進するというような方策も考慮願いたい。
- 企業にとって最も気にしているのは消費者の声。意見交換の場に、消費者との対話を追加してはどうか。
- 地域団体、組織への加入について、商工会議所・商工会に比べ商店街、町内会への加入が少ないのが一番の問題点。実際に、商工会議所へ加入して地域貢献は達成したので地元商店街には加入しないと言われた事例もある。事業者に上に入れば問題ないと、とらえられると困るので、「商工関係団体」と一つに括らずに、会議所と商店街は同列に記載願いたい。
- 「地域団体、組織への加入」については、商店街はもちろん、商工会や町内会への加入に努めるよう推奨しているが、「地域貢献活動の取組状況」の内容は、現状の加入を容認しているようにとらえられかねない部分があるので表現を工夫する。

### (3) 新たな北海道地域商業活性化方策について

- ・資料3により、新たな北海道地域商業活性化方策について事務局から説明
- ・審議の結果、以下の意見等を反映させた方策を事務局で整理し、再度各委員に確認することとした。

《主な意見等》（○：委員・オブザーバー、●：道）

- この取組の主体は、道がやるということか、それとも地域か。
- 主体は地域の関係者で、事業者、小売事業施設設置者、商工関係団体、道民。基本的には地域の方々が、地域商業活性化に向けてやっていきたいと思いますということ。道の役割として、地域関係者の取組の促進ということが条例に規定。
- 一つ一つの方策は非常に魅力的で、やったらプラスになるだろうというのがわかるが、旗振り役を設定できないとうまく回らないのではないか。
- 市町村が積極的にやっているところ、商店街あるいは商工会がやったり、地域によって事情が違う。
- ここに書かれている展開方策はイメージ的というか、回していくための推進体制が大事。せっかく良い国の事業・道の事業があってもなかなか自分たちだけではできない。商店街を誰がコーディネートするか、外部の視点、専門家も必要なので、そういう体制も含めて今後検討が必要。

また、第13条の調査研究でモデル的に進む商店街の事例を作り出し、これを第15条の優良事例の公表というサイクルで回されると思うが、それを推進していく第16条の体制をどう創りあげていくかが非常に大事。

- 推進体制の整備が一番難しい。地方の抱える問題がここに一番収束している。本当は行政が旗を振ってくれるのが一番いいが、少なくとも場を提供するのが重要。
- この第16条の話は、道の役割とか推進体制の整備みたいところで、何かもう少し具体的に書く方法はないか。
- 庁内体制はもちろん整備しているが、道の施策を総合的に推進するための体制。それぞれの施策によって体制も変わるものとする。

#### 4 その他

- ・今後のスケジュールについて、事務局から説明

#### 5 閉 会